

○農業保険法第百五十三条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第百四十条第一項（同令附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件

（平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十一号）

（最終改正・令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号）

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第百五十三条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十条第一項（同令附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第百五十三条第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第百四十条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

1 農業保険法第百五十三条第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて農林水産大臣が定める区分は、ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭について定めるものとし、別表第一の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれの同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条第一項の規定により引受方式（規則第百四十条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表第一の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、次の各号に掲げる場合に応じ、同表の第二欄に掲げる区分のうち当該各号に定めるものに属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

一 地域インデックス方式（規則第百四十条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）及び災害収入共済方式（同項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択する場合（次号に掲げる場合を除く。） 第一区分

二 規則第百四十条第六項第三号に掲げる者が全相殺方式（同条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）を選択する場合 第二区分

三 地域インデックス方式を選択する場合 第三区分

四 災害収入共済方式を選択する場合 第四区分

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号）（抄）  
（施行期日）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（畑作物共済に関する経過措置）

4 この告示による改正後の平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十一号、畑作物共済損害認定準則及び畑作物共済基準収穫量等設定準則の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

別表第一

第一欄 ばれいしょ	第二欄	第三欄	第四欄
第一区分 一類	春植えで、かつ、でん粉加工用で		
全相殺方式			

七類 秋植えで、かつ、種子用であるば るばれいしょ	六類 秋植えで、かつ、食品加工用であ るばれいしょ	五類 秋植えで、かつ、でん粉加工用で あるばれいしょ	四類 食品加工用及び種子用以外の用途 であるばれいしょ	三類 春植えで、かつ、種子用であるば れいしょ	二類 春植えで、かつ、食品加工用であ るばれいしょ	あるばれいしょ
全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	

		大豆				
	第一区分	第三区分				
二類	一類	十類	九類	八類		
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波	豆以外の品種である大豆	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大	秋期に播種するばれいしょ	春期に播種するばれいしょ	秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途	れいしょ
全相殺方式、半相殺方式及び一	方式をいう。以下同じ。）	第百四十条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第十七条第二項に規定する一筆	全相殺方式、半相殺方式（規則	地域インデックス方式	全相殺方式	

第三区分	第二区分				第一区分				
六類	九類	八類	一類	五類	四類	三類	二類	黒の品種である大豆	
乾燥子実で収穫され、かつ、田で	豆の品種である大豆	乾燥子実で収穫される大豆	未成熟子実で収穫される大豆	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用及び一品加工用である大豆	黒以外の黒大豆の品種である大豆	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波
地域インデックス方式		全相殺方式		全相殺方式	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式	全相殺方式	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式

第三区分	第二区分							
五類	五類	四類 ん	三類 げん	二類 げん	一類 金時類及びうずら類の品種のいん	八類 手亡類の品種のいんげん	七類 未成熟子実で収穫される大豆	耕作する大豆 乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆
地域インデックス方式	全相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	全相殺方式及び半相殺方式	地域インデックス方式	地域インデックス方式	

茶									てん菜
第一区分									第三区分
六類	五類	四類	三類	二類	一類	三類	二類	一類	
被覆栽培する在来種以外の品種の	被覆栽培する在来種の茶	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶	防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶	防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶	防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶	畑で耕作するてん菜	田で耕作するてん菜	地域インデックス方式	全相殺方式
半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	半相殺方式	地域インデックス方式	全相殺方式

蚕繭 春蚕繭	ソイートコーン	スイートコーン	第一区分	第三区分	第一区分	第四区分	第三区分		
(別表第一区分)	第三区分		第一区分	第三区分	第一区分	第四区分	第三区分		
一類	三類	二類	一類	四類	三類	二類	一類	七類	七類
		食品加工用以外の用途であるスイートコーン	食品加工用であるスイートコーン	畑で耕作するそば	田で耕作するそば	秋そば	夏そば		茶
全相殺方式	地域インデックス方式		全相殺方式	地域インデックス方式	地域インデックス方式	全相殺方式	災害収入共済方式	地域インデックス方式	

外の地域 る地域以 る地域	三に掲げ (別表第 第一区分	（別表第 第一区分 る地域）	二に掲げ （別表第 第一区分 る地域）	第一区分 （別表第 第一区分 る地域）	外の地域 る地域以 る地域
		四類	三類	二類	二に掲げ （別表第 第一区分 る地域）
			後期に係る春蚕繭	前期に係る春蚕繭	二に掲げ （別表第 第一区分 る地域）
		全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式

		繭		晩秋蚕			
(別表第一区分)		(別表第一区分)		(別表第三に掲げる地域)		(別表第一区分)	
八類		七類	六類	五類			
	外の地域 第一区分 (別表第一区分)	第一区分 (別表第三に掲げる地域)	三に掲げ る地域	初秋蚕期に係る初秋蚕繭			
	外の地域 第一区分 (別表第一区分)	第一区分 (別表第三に掲げる地域)	三に掲げ る地域	初秋蚕期に係る初秋蚕繭			
全相殺方式		全相殺方式	全相殺方式	全相殺方式			

四に掲げ  
る地域)  
九類  
晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭

全相殺方式

別表第二（春蚕繭関係）

県	地域
栃木	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、那須塩原市（旧黒磯市の区域を除く。）、河内郡、芳賀郡（芳賀町の区域を除く。）及び下都賀郡野木町の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域
長野	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域
岐阜	岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞穂市、本巣市、山県市、郡上市（旧郡上郡八幡町、高鷺村及び美並村の区域に限る。）、羽島郡

別表第三（初秋蚕繭関係）

			愛媛
		、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域 大洲市（旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く。）の区域	
福島	宮城	岩手	県
福島県（南会津郡檜枝岐村の区域を除く。）	仙台市、石巻市（旧牡鹿郡牡鹿町並びに旧桃生郡雄勝町、河南町、河北町、北上町及び桃生町の区域を除く。）、気仙沼市（旧本吉郡唐桑町の区域を除く。）、白石市、角田市、大崎市（旧玉造郡及び旧遠田郡田尻町の区域に限る。）、栗原市、登米市（旧登米郡登米町、東和町、米山町及び石越町並びに旧本吉郡津山町の区域に限る。）、刈田郡、柴田郡、伊具郡、加美郡、本吉郡及び遠田郡涌谷町の区域	奥州市、北上市、一関市、花巻市（旧稗貫郡大迫町の区域に限る。）、胆沢郡及び西磐井郡の区域	地域

長野	千葉	埼玉	群馬	栃木
松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市（旧木曾郡 いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域	千葉市、香取市、茂原市、東金市、匝瑳市、旭市（旧香取郡干潟町の区域に限る。）、勝浦 市、市原市、成田市（旧香取郡下総町及び大栄町の区域に限る。）、大網白里市、山武市、 いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域	川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市（旧北埼玉 郡川里町の区域を除く。）、深谷市、桶川市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市（旧 入間郡大井町の区域に限る。）、入間郡、比企郡、秩父郡、児玉郡（旧児玉郡神泉村の区域 を除く。）及び大里郡の区域	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、 安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域	小山市、真岡市、大田原市、下野市（旧河内郡南河内町の区域を除く。）、那須烏山市、那 須塩原市（旧黒磯市の区域を除く。）、芳賀郡（芳賀町の区域を除く。）、那須郡那珂川町 及び下都賀郡野木町の区域

別表第四（晚秋蚕繭關係）

				宮城	
群馬				仙台市、石巻市（旧牡鹿郡牡鹿町並びに旧桃生郡雄勝町、河南町、河北町、北上町及び桃生町の区域を除く。）、気仙沼市（旧本吉郡唐桑町の区域を除く。）、白石市、角田市、大崎市（旧玉造郡及び旧遠田郡田尻町の区域に限る。）、栗原市、登米市（旧登米郡登米町、東和町、米山町及び石越町並びに旧本吉郡津山町の区域に限る。）、刈田郡、柴田郡、伊具郡、加美郡、本吉郡及び遠田郡涌谷町の区域	の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域	栃木 福島 山形	鶴岡市、酒田市、最上郡最上町、東田川郡及び飽海郡の区域 福島県（南会津郡檜枝岐村の区域を除く。） 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、那須烏山市、那須塩原市（旧黒磯市の区域を除く。）、河内郡、芳賀郡（芳賀町の区域を除く。）、那須郡那珂川町及び下都賀郡野木町の区域		

愛媛	岐阜	長野	千葉	埼玉
大洲市（旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く。）の区域	<p>岐阜市、大垣市、高山市（旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、莊川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区域を除く。）、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、海津市、瑞穂市、本巣市、山県市、郡上市、下呂市（旧益田郡金山町の区域に限る。）、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域</p>	<p>岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域</p>	<p>千葉市、銚子市、香取市、茂原市、東金市、匝瑳市、旭市、勝浦市、市原市、成田市（旧香取郡下總町及び大栄町の区域に限る。）、大網白里市、山武市、いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域</p>	<p>秩父市及び秩父郡の区域</p>